
1 石俵の付札

古尾谷知浩

はじめに

日本古代における米俵の規格は、『延喜式』雜式に「凡公私運_レ米、五斗為_レ俵。」と規定されているように、5斗が標準であった¹⁾。実態をみても、平城宮跡ほかで出土する白米（年料春米）付札は5斗が大多数である。庸米付札については、5斗のほか、6斗、5斗8升のものがあるが、これは、仕丁らに支給する1日あたりの米の量が2升であり、大の月で30日分、小の月で29日分を1俵にしたものである²⁾。

ところが、これ以外に、1石の俵の付札が存在する。標準の俵の倍にあたり、単純に考えれば重量も倍で、規格の統一という点では不便である。本稿は、この1石俵がいかなる社会経済史的コンテクストの中で生成したのか検討することを目的とする。

なお、付札木簡の出土例については、後掲の表1「都城・畿内遺跡出土1石俵付札（長屋王家木簡以外）」、表2「長屋王家木簡中の1石俵付札」、表3「地方遺跡出土1石俵・糲付札」にまとめており、行論中言及する際には、それぞれの表における番号にて示すことにする。

1 地方遺跡出土の1石俵付札

米は京外で生産されてから京進されるという順になるので、まずは地方遺跡出土の1石俵（1石以上を含む）付札について検討する。

表3を見て気づくのは、種子札が多いことである³⁾。種子札は、稲の品種名と数量などを記した付札である。典型例として、福島県矢玉遺跡出土木簡を挙げておこう。

「<白和世種一石

(156)×30×7 033 (表3-8)

これらについては、平川南の詳細な研究があるが⁴⁾、そこで既に、種子札の俵が1石であることについて論及されている。すなわち、穀を舂成して舂米にすると、量が計算上半分になるのであり、種籾1石は、実質的な量としては米5斗と等しく、標準的な俵と変わりがないのである。

なお、種子札のうち、1石以上の記載を持つものについて触れておく。石川県上荒屋遺跡出土木簡（表3-20・21・22）や、同県畝田ナベタ遺跡出土木簡（表3-28・29・30）には、1石1斗、1石2斗などと記されているものがある。これらは種籾の付札であるから、俵の内容物は穀のまま使用され、舂成されることはないが、俵の規格だけに着目すれば、その解釈にはいくつかの可能性がある。一つは、舂功（舂成作業に対する給付）を加えて穀を俵詰めした可能性、一つは1石2斗の場合は、舂米6斗分、つまり庸米同様1日につき2升の食料30日分にあたる可能性である（1石1斗の場合は、端数が不足するが5斗8升の倍にあたるか）。「一石余」のものがあるので、前者の可能性が高いが、いずれの場合であっても、標準の倍量の俵か、その変形と考えておいて良い。

種子札以外に、律令行政単位（里、郷）名を記した付札もある。これも穀（籾）の付札が目につく。典型的なものとして、福島県根岸遺跡の例（表3-3・4）を見てみよう。一例を掲出する。

$$\begin{array}{l} \text{「}\square\square\square\text{」} \text{里} \\ \text{戸主丈マ}\square \\ \text{穀一石} \end{array} \quad (113) \times 33 \times 4 \quad 019 \quad (\text{表} 3-4)$$

根岸遺跡は陸奥国磐城郡家にあたと推定されており、租穀を収納したとみられる正倉の遺構も検出されている。田租收取のあり方についておさえておくと、国郡が徴収する稲のうち、田租に相当する分を糙成（稲穂から穀を取る）して穀の状態とし、各郡の正倉にバラ積みして収納することになっている⁵⁾。根岸遺跡出土付札の場合、穀の形で俵詰めして搬入し、正倉に入れた段階で俵および付札が不要となり、そこで廃棄されたのであろう。

同様のことは、三重県柚井遺跡の例（表3-1・2）や、福岡県延永ヤヨミ園遺跡の例（表3-39）でも想定できよう。兵庫県柴遺跡の事例（表3-32）は、稲「十束代」としての「籾一尺（石）」の付札であるが、これは、本来稲として徴収するものを穀で徴収したことを示している⁶⁾。この例は田租徴収のあり方をよくあらわしていると考えられる。また、福島県泉廃寺跡（陸奥国行方郡家推定地）の事例（表3-7）は「 \square 一石」であるが、「米」字は中心よりやや左に寄っており、「籾」などの可能性も排除できないと思われる。なお、穀（籾）の付札は、現在知られる限り、律令行政単位名は里、郷以下のものに限られるが、これは同一郡内の運搬のみを考慮した結果であり、田租が各郡の正倉に収納されるというあり方と整合的である。

以上の例からすると、穀（籾）俵の付札は1石を標準とするという仮説が成り立つが、

これに反する事例も検討しておこう。

まず、京都府遠所遺跡の場合（表3-33）は、「田租粗五斗」の付札である。この例は上記の仮説に反するが、根岸遺跡などの場合は、郡正倉に納入する段階で廃棄されたものであるが、遠所遺跡は製鉄遺跡であり、当該木簡は砂鉄埋納土坑から出土している。恐らく鉄の対価などとして国から支給された穀の付札であろう⁷⁾。穀の収納の場合と支出の場合で俵詰めの形態が異なっていた可能性はあるので、同列に考えなくても良いであろう。

次に、米1石の付札が存在することにも触れておこう。例えば、石川県金石本町遺跡の例（表3-25）、石川県畝田寺中遺跡の例（表3-26）がそれにあたる。しかし、これらにはそれぞれ「奉米」や「御物」といった註記があり、一般的な米とは扱いが異なる可能性もある。秋田県秋田城跡の例（表3-18）も「奉神」の註記があり、同様のものかもしれない。恐らく神や貴人に対して納入する米であり、後述の長屋王家木簡における1石米俵と似た事情を考慮すべきであろう。

その他、広島県土居遺跡出土木簡（表3-35）、福岡県辻田西遺跡出土木簡（表3-41・42）には、3斗、4斗の例があるが、これらは中世のものであり、古代の検討からは除外して良い。

煩瑣な検討になったが、結論として、古代においては種粳、田租など粳の性格を問わず、穀（粳）俵は1石（春米5斗相当）詰めが標準であったということができ、これに反する事例は、それぞれ個別の事情があって、例外的であるとみなせる⁸⁾。

2 長屋王家木簡中の1石俵付札

次に都における1石俵を検討したい。前述のように、平城宮跡から出土する白米付札は5斗が標準であるが、長屋王家木簡を見渡すと、もちろん一般的な5斗俵、6斗俵の付札も存在するが、1石俵の付札が非常に多いことに気づく。その特徴を整理すると、次のようになろう。

第一に、記載内容は、地方遺跡出土のものと比較して、律令行政単位名を記すものが多い（但し、全てではなく、人名だけのものもあり、一定していない）。なお、国名は大倭国（特に葛木上郡）、山背国（特に紀伊郡）、越前国（特に丹生郡）に偏するという特徴もある。大倭国の一例を掲出する。

葛木上郡鴨里米一石

145×18×3 011（表2-3）

第二に、行政単位名を記すものとは別に、春成作業を行った人物（春人）の名を記すものがある（事例は後掲）。結論を先回りして言えば、行政単位名の記載は納入元に関わる情報を示し、春人名の記載は、春成労働の管理に関わるものであろう。両者の質は

異なるので、最終的には同じ俵に重ねて付された可能性もあるが、そこまでは確言できない。

第三に、品名をみると、「俵」としかないものもあるが、「米」「白米」「舂米」と明記するものもあり、知られる限り「穀」「粃」は存在しない。

以上3点の特徴は、地方遺跡出土の1石粃俵とは異なっており、別の事情を考える必要がある。

長屋王家木簡中の1石米俵については、すでに森公章が論及している。森は、確言はしないものの、2人分、5斗ずつを合わせて1石としている例(表2-36・37)があることをもって、合成に関わると推定している⁹⁾。この森の指摘は重要な点を突いている思われ、もう少し追究してみたい。

先に述べたように、1石俵の中には、行政単位名や納入者名がなく、舂人夫¹⁰⁾の名を記すものがある。著名な例が裏面に「羽咋直嶋」と記される3点である¹¹⁾。著名な資料であるが、一例のみ挙げておこう。

- ・長屋皇宮俵一石舂人夫
- ・羽咋直嶋 175×25×6 051 (表2-55)

これは、夫を使役して穀を舂かせ、米の形にして1石俵に詰めたことを示している。この舂成作業は、どのように管理されていたのであろうか。

その手がかりとなるのは、表面に「人名+一石」、裏面に「三嶋」という人名が記される3点である¹²⁾。これも一例を挙げる。

- ・秦連安万呂一石
- ・三嶋 89×20×3 011 (表2-60)

表の人名(納入者名であろう)は3点それぞれ異なるが、表裏は同筆なので、これらは別々の場所で書かれたのではなく、1箇所に集められてから書かれたのであろう。この「三嶋」は、長屋王家木簡中の別の木簡にもみえる¹³⁾。

- ・ □ 三嶋 田人 □ □
(嶋カ)
 □ □ □ □ 同 □ □ □ □
 - ・ □ □ □ □ (米 肆 拾 陸 斛カ)
 □ □ □ □ □ □ □ □
- 舂人功加充 和銅八年二月十六日
- 書吏 238×(24)×3 011

欠損が多いため不明な点もあるが、表面には人名が列記され、裏面には米の量の記載、「舂人の功を加え充つ」という記載、年月日、作成者名(書吏)がみられる。表の人名にみ

える「三嶋」は、1石俵にみえる「三嶋」と恐らく同一人物で、「春人功加充」とあることからすると、功食を与えられて「羽咋直嶋」と同様に春成作業を行う「春人」であったと推定できる。この木簡は、長屋王の家政機関職員である書吏が作成しているから、長屋王家側で春成作業の管理（労働者の把握と反対給付）をしていたことが判明する¹⁴⁾。このことからすると、少なくとも「羽咋直嶋」や「三嶋」など春人の名が記された1石米俵付札は、長屋王家側で春成作業を行った後で付されたことになる。恐らく春人の労働の成果確認のためであろう。

次に、この春成作業がどこで行われていたのかを検討する。長屋王家木簡中に大量にみられる食料支給伝票木簡¹⁵⁾には、「羽咋直嶋」「三嶋」を含め、支給対象として春人はみられない。また、詳細は後述するが、仮に春成作業が平城京左京三条二坊にあった長屋王の邸宅で行われていたとすると、春成前の穀の付札が残されるはずであるが、現実には見つかっていない。従って、左京三条二坊の邸宅の外で春成されていたことはほぼ確定できる。

納入国うち、少なくとも大倭国・山背国など京近郊から送られた米については、邸宅の近傍、平城京周辺で春成されたのであろう。先述のように、家政機関職員の管理下で春人の労働の成果を把握し、これに対して給付を行うというあり方が春人名記載付札などからうかがえるが、それは、邸宅近傍で春成を行うという状況に適合的である。

一方、越前国などの遠方の場合、地元で春成してから京進した可能性と、平城京近郊の米と同様に京進してから春成した可能性の両者がある。仮に、この米が封戸租に由来するものであったとすると、『延喜式』主税上に、「凡神寺諸家封租、交易輕貨、并春米送之。其春運功賃、亦用租内。若家有請受者、聽充。」とあって、封戸租は輕貨に交易するか春米にして封主に送る原則になっていたもので、前者の可能性が高い。但し、当該条末尾の「若家有請受者、聽充。」の部分は難解であるが、虎尾俊哉編『訳注日本史料・延喜式』中（集英社、2007年）の当該条頭注は、「もし諸家が、封租を穀のまま現地で受領することを希望するのであれば、それを認めよ。の意か。」と解している。この場合は、当該国で長屋王家が穀を受け取ることになり、地元で長屋王家の管理下で春成した可能性と、京進後春成した可能性の両者が成立する余地がある。ただ、仮に、長屋王家が受領する前に地元において当該国の責任で春成したのだとしても、

・足庭郡足□

・一石北宮

(74)×19×3 039 (表2-32)

のように、納入先である「北宮」と記すものがあり¹⁶⁾、春成した段階で一般的な京進米とは区別して認識されていたことがうかがえる。長屋王家に納入する米はどの米であっても良いというものではなく、特別の扱いがなされていたのである。つまり、春成の場所がどこであっても（国司の関与の程度が近郊と遠方で異なる可能性はあるものの）、

長屋王家と無関係の春成作業であったわけではなく、長屋王家の一定の規制の下で春成されていた点は変わらないであろう¹⁷⁾。

なお、行政単位名を記した春米付札も、当然、春成作業を経た後に作成されたはずであるから、長屋王家の管理下、または何らかの規制の下で書かれたということになる。

以上、諸国から長屋王邸に納入された米につき、長屋王の家政機関の管理下で春成作業が行われていたことを確認してきたが、これを踏まえて1石米俵が作られる過程を推定してみたい。当該の米は、春成作業場までは、当然、穀の状態で輸送されてきたはずである。地方遺跡出土の付札を参考にすれば、それは1石詰めの籾俵であったとみられる。これを春成すると、5斗の春米になるはずであるが、その時点で標準の5斗俵に詰め替えなかったのであろうか。否、むしろ、新たに5斗入りの俵を用意して詰め替えるよりも、春成作業の場には、空になった1石入りの俵が残されているはずであるから、その俵にできあがった春米をそのまま詰めた方が、遙かに合理的である。以上のことは机上の推定に過ぎないが、これを支える資料がある。先述した森公章の指摘にあるように、2人で5斗ずつ合わせて1石としている例がある。一例のみ掲出しておこう。

- ・越前国江沼郡々里葛木直安倍五斗
- ・江沼臣〔益か〕小口五斗 并一石 206×20×3 051 (表2-36)

これは、「籾俵1石+籾俵1石=米5斗+米5斗=米俵1石」であったとみなせば整合的に解釈できるので、先の推定の傍証になろう。

かくして、1石の春米俵ができあがるが、それにはあらためて木簡が付けられることになる。その記載内容、例えば行政単位名、納入者名、数量などは、もともと付けられていたはずの1石籾俵の内容を踏まえ、春成したことに伴う穀から春米への品名の変更を加えればできるはずである。しかし、全て書き直すのは煩雑である。もとの品目名、数量が「俵一石」としか記されず、「穀」「籾」などの記載がないものは、そのまま使い回したのであろう。もともと「穀」「籾」などと書かれていた場合は、新たに付札を作る必要があるが、場合によっては一部(例えば「穀」「籾」の字)だけを削って「米」に書き直せばよく¹⁸⁾、新規に作る場合であっても、不要になった籾俵付札は手近にたくさんあったはずであり¹⁹⁾、これを削り直せば容易に作成可能であっただろう²⁰⁾。

最後は推定にわたる部分も多くなったが、穀から米への春成作業が長屋王家側の管理下で行われ、1石米俵の付札はその際に長屋王家側で付されたということについては、史料上確認できたと考える²¹⁾。

おわりに

最後に、京進米全体の中での1石米俵の意義についてまとめておこう。諸国が納入す

る年料春米（白米5斗俵で京進）は、令規定では租の一部を春成することになっているが、周知の通り、実際は正税稲を春成して京進していた。国では、穎稻で徴収、保管し、京進分に相当する稲を支出し、直ちに春米とするから、穀の状態では詰めることはなかったはずである。従って、5斗の白米俵のみが作られ、付札も「白米五斗」のものしかない。

これに対し、長屋王家などの家産機構に納入される米は、異なる過程をたどる。当該の米の由来が、直営田の穫稲か、封戸租か、位田・職田などの地子か、識別することは困難であるが²²⁾、実態としては、家産制的に直営されていた田地を律令的給付に振り替えていたものが多かったと推定される²³⁾。家産制的経営により得られた稲は、糙成されて穀の形にされ、1石俵に詰められて納入され、家産機構の管理下で春成され、できた春米は空になった1石俵に詰め直され、付札も付け替えられて邸宅内に搬入されたのであった。

5斗俵で京進される年料春米は諸国の責任で春成され、1石俵で納入される長屋王家の米は長屋王家の管理下で春成される。長屋王家における米の調達背景には、家産制的経営があったのであり、1石俵の存在は、そのことを示す一つの現象であると位置づけられる。

註

- 1) 奈良時代の1石は現在の約4斗にあたる。従って、5斗は現在の約2斗である。近代の1俵は4斗（約72ℓ）が規格であり、重量にして米60kgに換算される。奈良時代の1俵はその半分であるから重量で約30kgとなる。
- 2) 狩野久「庸米付札について」（『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、1990年、初発表1983年）
- 3) 福島県荒田目糸里遺跡（表3-5・6）、福島県矢玉遺跡（表3-8～12）、石川県上荒屋遺跡（表3-20～22）、石川県戸水大西遺跡（表3-24）、石川県畷田ナベタ遺跡（表3-27～30）、石川県吉田C遺跡（表3-31）、福岡県高畑廃寺（表3-40）。
- 4) 平川南「種子札と古代の稲作」（『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、2003年、初発表1999年）
- 5) 諸国における稲穀の収納については、渡邊晃宏「平安時代の不動穀」（『史学雑誌』98-12、1989年）、同「律令国家の稲穀蓄積の成立と展開」（『日本律令論集』下、吉川弘文館、1993年）を参照。
- 6) 稲1束からは、計算上穀1斗が取れることになっている。
- 7) 詳細は古尾谷知浩「文献史料からみた古代の鉄生産・流通と鉄製品の生産」（奈良文化財研究所『官衙・集落と鉄』クパプロ、2011年）を参照。
- 8) 田租初付札が、発掘された郡正倉遺跡の数に対して少ないことは気になるが、稲で収納したもののうち、田租相当分を支出して糙成し、直ちに正倉にバラ積みしたとすれば、穀の形で俵詰めることはなかったはずである。この場合は、初俵付札も作成されなかったことになるので、問題はなかろう。
- 9) 森公章「長屋王家木簡と家政運営」（『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、2000年、初発表1995年）。但し、一定の規格に合わせるために合成するのではなく、合成した結果、標準規格の倍になっているので、その説明が必要であろう。
- 10) 「春人夫」は、後述の木簡に「春人」の語があることから考えて、「春く人夫」ではなく、「春人

の夫」の意味であろう。

- 11) 表2-55・56・57。
- 12) 表2-59・60・61。但し、61には「一石」の字はないが、それ以外は共通しており、同様の木簡として扱う。
- 13) 奈良国立文化財研究所編『平城宮発掘調査出土木簡概報』21、11頁（以下、城21-11などと略称）
- 14) 次の木簡は粟の事例であり米ではないが、長屋王家側で春成作業を管理していたことの傍証になる（城25-15）。

粃粟四斛 白春二斛二斗三升口

(219)×37×3 019

4斛の粃粟を春いて2斛以上の春粟を得たことを記している。粟の場合、粃殻の体積の割合が少ないので、米より歩留まりが良いのであろう。

- 15) 食料支給伝票木簡については、古尾谷知浩「食料支給事務と四等官・雑任」（『律令国家と天皇家産機構』塙書房、2006年、初発表2005年）を参照。
- 16) 表2-32の他、表2-54（「北宮」）・55・56・57（「長屋皇宮」）は納入国名を記さないが、同様の事例である。
- 17) 越前国からの米付札には、「右大殿御物俵」（表2-31）、「右殿」（表2-35）の註記があるものが存在する。「右（大）殿」は右大臣を指すとみられるが、長屋王家木簡の時代（和銅～靈龜年間）の右大臣は藤原不比等である。なぜこれらの付札が長屋王家木簡中に含まれるのかは検討を要するが、さしあたり今回の1石俵についての考察に限っては、藤原不比等の家政機関でも、長屋王家の家政機関と同様のことを行っていたとみれば、問題はない。
- 18) 大倭国葛木上郡の1石俵の中には、注意すべき資料が含まれている。表2-3の木簡（釈文は前掲）について写真版を見ると、品名の「米」字の周辺の木表面が荒れていて、墨の色も他の文字とは異なって薄いようにみえる。また、表2-1の例も、「米」の部分の地の色が、他の部分とは異なっているようにみえる。調査機関の奈良文化財研究所によって公表されている情報だけから言えるのはここまでであって、そこから先は現物を観察しないと確言できないが、もともと別の文字（例えば「穀」「粃」など）が書かれていて、それを削り直して「米」と記した可能性を考慮しながら検討する余地はあろう。
- 19) 2俵の穀が1俵の米になるから、単純計算で半分の付札が余ることになる。
- 20) さらに想像すれば、春人名記載の付札は新規に作成されたはずであるが、その材料として、このような残余の木簡を再利用した可能性もある。
- 21) このほか、表1にみえるように、都城関連遺跡で、少数ながら1石米俵の類例が存在する。それぞれは孤立した資料であって、長屋王家木簡のようにまとまったものではないので確言できないものの、長屋王家木簡中の1石俵付札と同様、いずれかの家産機構で春成され、進上された可能性があろう。
また、前節で指摘したように、地方出土の1石米俵の中には、「奉米」（石川県金石本町遺跡出土木簡、表3-25）、「御物」（石川県畷田寺中遺跡出土木簡、表3-26）などと記すものがある。これも、穀を都の貴人などの家政機関に納入するにあたり、京進前に春成した段階で作成されたが、例えば米が地元で消費されるなど、何らかの事情で現地で廃棄されるに至った可能性がある。また、当初から進上先が地方の貴人であって、地元で同様の春成過程をたどった可能性もある。いずれの場合であったとしても、これらの文言は貴人への進上に関わって記されたこととみられ、その過程で1石米俵が作られるという点は注目できる。
- 22) 森公章「長屋王家木簡と家政運営」（前掲註9）
- 23) このような見方は多くの論者が提示しているが、最近のものとして三谷芳幸「職田の論理」（『史学雑誌』120-7、2011年）を挙げておく。

[付記] 引用した木簡の釈文は、長屋王家木簡については奈良文化財研究所の凡例におおむね従い、それ以外は木簡学会の凡例に従うこととし、部分的に調整を行った。

表凡例

- ・以下の表は、奈良文化財研究所「木簡データベース」を参照し、これに未収録のものを加えて作成した。
- ・各木簡につき、出典及び同データベースに画像のあるものはこれを確認した。出典等に基づき修正を加えた場合がある。
- ・表1は、おおむね都城の年代順に排列した。
- ・表2は、木簡記載の国郡名に基づき、五畿七道順に排列した。
- ・表3は、出土遺跡の所在地に基づき、五畿七道順に排列した。
- ・「国郡里名」の項は、木簡表記のままとし、『和名類聚抄』所載の国郡名を備考に記した。
- ・「型式番号」の項は、木簡学会編『木簡研究』の凡例に従った。関係するもののみを以下に挙げる。
 - 一一：短冊形
 - 一九：一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。
 - 三一：長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。
 - 三二：長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。
 - 三三：長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。
 - 三九：長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。
 - 五一：長方形の材の一端を尖らせたもの。
 - 五九：長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。
- ・「出典」の項における略称は、下記の通り。
 - 宮1-23 ……奈良(国立)文化財研究所編『平城宮木簡』1、23号
 - 京1-23 ……奈良(国立)文化財研究所編『平城京木簡』1、23号
 - 城1-23 ……奈良(国立)文化財研究所編『平城宮発掘調査出土木簡概報』1、23頁
 - 長1-23 ……向日市教育委員会編『長岡京木簡』1、23号
 - 木研1-23 ……木簡学会編『木簡研究』1、23頁
 - 木簡選123 ……木簡学会編『日本古代木簡選』(岩波書店、1990年)、123号

表1 都城・畿内遺跡出土1石俵付札（長屋王家木簡以外）

| No. | 府県名 | 遺跡名 | 国郡里名 | 人名 | 品名 | 数量 | 型式番号 | 出典 | 備考 |
|-----|-----|--------------------|--------------|----------------|-------|----|------|---------|---------------|
| 1 | 奈良県 | 飛鳥京跡苑地遺構 | 播磨国明伊川里 | 海直恵万呂 | 俵(春米) | 一斛 | 〇五一 | 木研25-48 | 播磨国明石郡 |
| 2 | 奈良県 | 飛鳥京跡苑地遺構 | 大伯郡土師里 | 土師寅 | 米 | 一石 | 〇三二 | 木研25-48 | 備前国邑久郡 |
| 3 | 奈良県 | 石神遺跡 | 安評御上五十戸 | 安直族麻斗 | | 一石 | 〇三三 | 木研26-24 | 近江国野洲郡 |
| 4 | 奈良県 | 平城宮跡 | □口郷 | | 春米 | 一石 | 〇三三 | 宮2-2275 | |
| 5 | 奈良県 | 平城宮跡 | □□郷田寸里 | 戸主秦秋田戸秦人□ | 米 | 一石 | 〇三三 | 城17-16 | |
| 6 | 奈良県 | 平城京跡二条大路・左京二条二坊十二坪 | | | 糯米 | 一石 | 〇一九 | 木研6-19 | |
| 7 | 奈良県 | 平城京跡左京三条二坊七坪 | 手枕里 | 戸主无導津君千嶋 | | 一石 | 〇五一 | 木研2-11 | |
| 8 | 奈良県 | 二条大路木簡 | 坂合郷 | 身人部妹女(春人カ) | 春米 | 一石 | 〇三三 | 城22-40 | 摂津国河辺郡 |
| 9 | 大阪府 | 細工谷遺跡 | 播磨国□郡□□(升カ)里 | 秦人□(少カ)田万□(呂カ) | | 一石 | 〇三三 | 木研20-75 | |
| 11 | 大阪府 | 禁野本町遺跡 | | | □□米 | 一石 | 〇三三 | 木研27-53 | 1字目は、「官」か「宮」か |
| 11 | 京都府 | 長岡京跡 | | 田井女 | 粳 | 一石 | 〇五一 | 長1-238 | 重ね書き |

表2 長屋王家木簡中の1石俵付札

| No. | 国郡里名 | 人名 | 品名 | 数量 | 型式番号 | 出典 | 備考 |
|-----|-------------|----------|----|----|------|---------|--------------------------|
| 1 | 葛木上郡賀茂里 | | 米 | 一石 | 〇三二 | 京1-428 | 大和国葛上郡「米」の部分、表面の色異なる。 |
| 2 | 葛木上郡鴨里 | | 米 | 一石 | 〇三三 | 城21-29 | 大和国葛上郡 |
| 3 | 葛木上郡鴨里 | | 米 | 一石 | 〇一一 | 城27-17 | 大和国葛上郡「米」の部分、表面が荒れて墨色薄い。 |
| 4 | ×木上郡大坂里 | | 米 | 一石 | 〇五九 | 城27-17 | 大和国葛上郡 |
| 5 | 葛木上郡□(柞カ)原里 | | 米 | 一石 | 〇三二 | 京2-2165 | 大和国葛上郡 |
| 6 | 櫛原 | | 白米 | 一石 | 〇三二 | 城21-29 | 大和国葛上郡 |
| 7 | 葛木上郡 | | 米 | 一石 | 〇三二 | 城25-20 | 大和国葛上郡 |
| 8 | 山辺郡梓津里 | | 俵 | 一石 | 〇三二 | 城27-17 | 大和国山辺郡 |
| 9 | 大里 | | 俵 | 一斛 | 〇三二 | 城27-18 | 山城国紀伊郡 |
| 10 | 紀伊里 | | 俵 | 一石 | 〇三二 | 城27-18 | 山城国紀伊郡 |
| 11 | 鳥羽里 | | 俵 | 一斛 | 〇三三 | 京1-429 | 山城国紀伊郡 |
| 12 | 石原里 | | 俵 | 一石 | 〇三二 | 城21-29 | 山城国紀伊郡 |
| 13 | 狛里 | | 俵 | 一斛 | 〇三二 | 城27-18 | 山城国相楽郡 |
| 14 | 住吉郡大口里 | | 俵 | 一石 | 〇三三 | 京1-430 | 摂津国住吉郡 |
| 15 | 伊勢国川勾郡安麻手里 | 海部子首 | 春米 | 一斛 | 〇三二 | 城21-30 | 伊勢国河曲郡 |
| 16 | 伊勢国川勾郡安麻手里 | 海部子□(首カ) | 春米 | 一斛 | 〇三二 | 城27-18 | 伊勢国河曲郡 |
| 17 | 丹生郡鴨里 | | 米 | 一石 | 〇五一 | 城25-21 | 越前国丹生郡 |
| 18 | 鴨里 | 宇治部剣 | 米 | 一石 | 〇三三 | 城21-34 | 越前国丹生郡 |

| No. | 国郡里名 | 人名 | 品名 | 数量 | 型式番号 | 出典 | 備考 |
|-----|-----------|--------------------|----|------------|------|--------|---------------------------|
| 19 | 鴨里 | | 米 | 一石 | 〇五九 | 城21-34 | 越前国丹生郡 |
| 20 | 岡本里 | 物部□(老カ) | | 一石 | 〇五一 | 城21-32 | 越前国丹生郡 |
| 21 | 丹生郡岡本里 | | | 一石 | 〇五一 | 城25-29 | 越前国丹生郡 |
| 22 | 丹生郡朝津里 | | 米 | 一石 | 〇三三 | 城25-21 | 越前国丹生郡 「米」字は右脇。追記か。 |
| 23 | 丹生郡朝津里 | 六人部牟良 六人部□千依 | 白米 | 一石 | 〇三三 | 城25-29 | 越前国丹生郡 |
| 24 | 朝津里 | 中臣部千馬在 | 俵 | 一石 | 〇五一 | 城25-29 | 越前国丹生郡 |
| 25 | 丹生郡 | | | 一石 | 〇三九 | 城27-20 | 越前国丹生郡 |
| 26 | 丹生郡大屋里 | | 米 | 一石 | 〇三三 | 城21-31 | 越前国今立(丹生)郡 |
| 27 | 丹生郡大屋 | | 米 | 一石 | 〇五一 | 城21-31 | 越前国今立(丹生)郡 |
| 28 | 丹生郡中津山里 | 生部安倍 | 赤米 | 一石 | 〇五一 | 城25-21 | 越前国今立(丹生)郡 「和銅八年(715)」 |
| 29 | 丹生郡中山里 | 福長国万呂 | 白米 | 一石 | 〇五一 | 城21-32 | 越前国今立(丹生)郡 「和銅七年(714)」 |
| 30 | 中津山里 | 椋人 | 白米 | 一石 | 〇五一 | 城21-34 | 越前国今立(丹生)郡 |
| 31 | 中津里 | 額田部□□手 | 俵 | 一斛 | 〇五一 | 城25-30 | 越前国今立(丹生)郡 「右大殿御物俵」 |
| 32 | 足庭郡足× | | | 一石 | 〇三九 | 城23-13 | 越前国足羽郡 「北宮」 |
| 33 | 草原里 | 秦玉須 | | 一石 | 〇五一 | 城25-29 | 越前国足羽郡 |
| 34 | □□(生江カ)下里 | □□□万呂 | 俵 | 一石 | 〇五九 | 城27-20 | 越前国足羽郡 |
| 35 | 坂井郡石木部里 | 戸主五百木部否手 | | 一石 | 〇五一 | 城25-29 | 越前国坂井郡 「右殿」 |
| 36 | 越前国江沼郡々里 | 葛木直安倍 江沼臣小□(益カ) | | 各五斗 并一石 | 〇五一 | 城21-31 | 加賀国江沼郡家郷 |
| 37 | 越前国江沼郡々里 | 葛木直安倍 江沼臣小□(益カ) | | 各五斗 一石 | 〇三三 | 城21-31 | 加賀国江沼郡家郷 |
| 38 | 越前国四沼郡矢田里 | □直部伸 | 俵 | 一石 | 〇五一 | 城27-20 | 加賀国江沼郡八田郷 |
| 39 | 江沼郡潮津駅 | 神人石末呂 | | 一石 | 〇五一 | 城21-31 | 加賀国江沼郡潮津駅 |
| 40 | 葦田里 | | 俵 | 一斛 | 〇三二 | 城25-29 | 備後国葦田郡 |
| 41 | 鶴足郡々里 | | 米 | 一斛 | 〇一一 | 城27-21 | 讃岐国鶴足郡 「十二月十八日」 |
| 42 | 服里 | 委連廣嶋 | 米 | 一石 | 〇五一 | 城21-34 | |
| 43 | 余戸里 | 漢人小祢 | 俵 | 一石 | 〇三三 | 城23-14 | 「北宮□(之カ)物」 「七月廿三日」 |
| 44 | 余戸 | | 白米 | 一石 | 〇三三 | 城21-34 | |
| 45 | 石末部里 | 笑原連石足 | 白米 | 一石 | 〇三三 | 城28-45 | |
| 46 | 岡田里 | | 俵 | 一石 | 〇三三 | 城27-18 | |
| 47 | 碩□(服カ)里 | | 俵 | 一石 | 〇三九 | 城27-21 | |
| 48 | 野中下里 | | | 一石 | 〇三二 | 城27-21 | |
| 49 | | | 春俵 | 一石 | 〇三二 | 城27-21 | 「田村白」 |
| 50 | 椅爪里 | | 白米 | 一石 | 〇三二 | 城23-14 | |
| 51 | | 栗田□□□(内寸部カ)馬 | 俵 | 一石 | 〇一九 | 城27-21 | 「銭分」 |
| 52 | | 秦連多祁志 | | 一石 | 〇五一 | 城25-19 | |
| 53 | | □官手 | 俵 | 一石 | 〇五一 | 城27-21 | |

| No. | 国郡里名 | 人名 | 品名 | 数量 | 型式番号 | 出典 | 備考 |
|-----|------|-------------------------|----------|----|------|--------|----------------------------------|
| 54 | | 守部連安麻呂 (春人夫か) | 春北 宮俵 | 一石 | 〇五一 | 城21-35 | 「北宮俵」 異筆で「上俵」 |
| 55 | | 羽咋直嶋 (春人夫) | 俵 | 一石 | 〇五一 | 京1-77 | No. 55・56・57は同筆か。 「長屋皇宮俵」 |
| 56 | | 羽咋直嶋 (春人夫) | 俵 | 一石 | 〇五一 | 京1-78 | 「長屋皇宮俵」 |
| 57 | | 羽咋直嶋 (春人夫か) | | 一石 | 〇三三 | 京1-79 | 「長屋皇宮」 |
| 58 | | 羽咋直羊 (春人夫か) | | 一石 | 〇五一 | 京1-80 | |
| 59 | | 垂口〔水カ〕君孝万呂 三嶋 (春人夫か) | | 一石 | 〇一一 | 城25-19 | |
| 60 | | 秦連安万呂 三嶋 (春人夫か) | | 一石 | 〇一一 | 城25-19 | |
| 61 | | 坂本臣足嶋 三嶋 (春人夫か) | | | 〇一九 | 城25-19 | 「一石」とは書かれていない が、59・60と同様とみなす。 |

表3 地方遺跡出土1石俵・舂付札

| No. | 府県名 | 遺跡名 | 国郡里名 | 人名 | 品名 | 数量 | 型式番号 | 出典 | 備考 |
|-----|-----|---------|--------------------|---------------|---------|----------|------|----------|---------------------------------|
| 1 | 三重県 | 柚井遺跡 | 桜樹郷 | 守部春口 | 舂 | 一斛 | 〇三一 | 木簡選378 | 美濃国石津郡 |
| 2 | 三重県 | 柚井遺跡 | 桜樹郷 | 守部口代 | 舂 | 一石 | 〇三一 | 木簡選379 | 美濃国石津郡 |
| 3 | 福島県 | 根岸遺跡 | □□郷 | 生部足人 | | 一石 | 〇五一 | 木研19-125 | 陸奥国磐城郡 家か |
| 4 | 福島県 | 根岸遺跡 | □□□ 〔福カ〕里 | 戸主丈部□ 〔長カ〕 | 穀 | 一石 | 〇一九 | 木研19-125 | 陸奥国磐城郡 家か |
| 5 | 福島県 | 荒田日条里遺跡 | | | 高木 | 一斛 | 〇三九 | 木研17-101 | 種子札 |
| 6 | 福島県 | 荒田日条里遺跡 | | | 地藏子 | 一斛 | 〇三三 | 木研24-166 | 種子札 |
| 7 | 福島県 | 泉麿寺跡 | 嶋□郷□ □〔成カ〕 里 | □□〔部カ〕白 人 | □〔米カ〕 | 一石 | 〇三二 | 木研27-124 | 陸奥国行方 郡家か 「米」はやや左 に寄る。 |
| 8 | 福島県 | 矢玉遺跡 | | | 白和世種 | 一石 | 〇三三 | 木研22-262 | 種子札 |
| 9 | 福島県 | 矢玉遺跡 | | | 足張種 | 一石 | 〇三三 | 木研22-262 | 種子札 |
| 10 | 福島県 | 矢玉遺跡 | | | 長非子 | 一石 | 〇三二 | 木研22-262 | 種子札 |
| 11 | 福島県 | 矢玉遺跡 | | | 荒木種 | 一石 | 〇三三 | 木研22-263 | 種子札 |
| 12 | 福島県 | 矢玉遺跡 | | | 白和世種 | 一石 | 〇三三 | 木研22-263 | 種子札 |
| 13 | 宮城県 | 市川橋遺跡 | | 伊少毅 | | 一石 | 〇三三 | 木研23-99 | |
| 14 | 山形県 | 古志田東遺跡 | | 善□ | | 一石 | 〇三三 | 木研26-146 | |
| 15 | 山形県 | 古志田東遺跡 | | 上毛野真人 | | 一石 | 〇三三 | 木研26-147 | |
| 16 | 山形県 | 古志田東遺跡 | | 狄帯建 | | 一斛 | 〇三三 | 木研26-147 | |
| 17 | 山形県 | 上高田遺跡 | | □〔万カ〕□継 | | 一斛 | 〇三二 | 木研19-148 | |
| 18 | 秋田県 | 秋田城跡 | 山方郷 | 大伴部白麻呂 | 上口 | 一石 | 〇三二 | 木研29-159 | 出羽国最上郡 「奉神」 |
| 19 | 福井県 | 木崎遺跡 | | | | 一石 | 〇三三 | 木研29-105 | |
| 20 | 石川県 | 上荒屋遺跡 | | | 大根子舂種 | 一石 二斗 | 〇三三 | 木研13-99 | 種子札 |
| 21 | 石川県 | 上荒屋遺跡 | | | □□〔許庭カ〕 | 一石 二斗 | 〇三二 | 木研13-99 | 種子札 |

| No. | 府県名 | 遺跡名 | 国郡里名 | 人名 | 品名 | 数量 | 型式番号 | 出典 | 備考 |
|-----|-----|----------|---------------|---------------|---------|----------|------|----------|---------|
| 22 | 石川県 | 上荒屋遺跡 | | | 富子 | 一石 二斗 | 〇三三 | 木研13-99 | 種子札 |
| 23 | 石川県 | 上荒屋遺跡 | | 福部仁加口 〔忍カ〕 | | 一石 | 〇三三 | 木研13-102 | |
| 24 | 石川県 | 戸水大西遺跡 | | | 得庭等 | 一石 | 〇三三 | 木研16-152 | 種子札 |
| 25 | 石川県 | 金石本町遺跡 | | 梶本連甲 | 米 | 一石 | 〇五一 | 木研19-164 | 「奉米」 |
| 26 | 石川県 | 畝田・寺中遺跡 | | 幡部連弘万呂 | 白米 | 一石 | 〇五一 | 木研24-105 | 異筆で「御物」 |
| 27 | 石川県 | 畝田ナベタ遺跡 | | | 酒流女 | 一石 余 | 〇三二 | 木研23-117 | 種子札 |
| 28 | 石川県 | 畝田ナベタ遺跡 | | | 須口〔留カ〕女 | 一石 一斗 | 〇三二 | 木研23-117 | 種子札 |
| 29 | 石川県 | 畝田ナベタ遺跡 | | | 否益 | 一石 二斗 | 〇三二 | 木研23-117 | 種子札 |
| 30 | 石川県 | 畝田ナベタ遺跡 | | | 比田知子 | 一石 二斗 | 〇三三 | 木研23-117 | 種子札 |
| 31 | 石川県 | 吉田C遺跡 | | | 三国子 | 一石 | 〇三二 | 木研23-126 | 種子札 |
| 32 | 兵庫県 | 柴遺跡 | | 駅子委文部豊足 | 稲粃 | 一尺 | 〇三三 | 木研23-59 | 「十束代」 |
| 33 | 京都府 | 遠所遺跡 | 余戸郷 | □□〔物部カ〕 真成 | 田租粃 | 五斗 | 〇三一 | 木研15-48 | |
| 34 | 鳥取県 | 岩吉遺跡 | 草田 | | □〔粃カ〕 | 一石 | 〇三三 | 木研18-158 | |
| 35 | 広島県 | 土居遺跡 | | (花押) | 粃 | 三斗 | 〇一一 | 木研22-206 | 戦国時代 |
| 36 | 山口県 | 安養寺遺跡 | | | □子□〔粃カ〕 | 一石 | 〇三九 | 木研10-81 | |
| 37 | 徳島県 | 観音寺遺跡 | 丹生里 | | 粃 | 一石 | 〇三二 | 木研20-208 | |
| 38 | 徳島県 | 観音寺遺跡 | 土師里 | | 米 | 一石 | 〇三二 | 木研31-168 | 阿波国名西郡 |
| 39 | 福岡県 | 延永ヤヨミ園遺跡 | □□〔不知 カ〕山里 | | □〔粃カ〕 | 一石 | 〇三二 | 木研32-111 | |
| 40 | 福岡県 | 高畑廃寺 | | | 知〔和カ〕佐 | 一石 五斗 | 〇三二 | 木簡選524 | 種子札か |
| 41 | 福岡県 | 辻田西遺跡 | | | 粃 | 四斗 | 〇一一 | 木研4-86 | 鎌倉時代後半 |
| 42 | 福岡県 | 辻田西遺跡 | | 三郎太郎 | 御倉粃 | 四斗 | 〇一一 | 木研4-86 | 鎌倉時代後半 |